

平成21年5月15日

各 位

会社名 はるやま商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 治山 正史
(コード番号 7416 東証第1部)
問合せ先 執行役員 岡部 勝之
(TEL 086-226-7101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第35回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第8条の株券を発行する旨の規定、第9条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第10条の実質株主及び第13条第3項の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質を構築するため、現行定款第21条の取締役の員数に関する規定について、所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記のほか、条数の繰り上げ、条文の整備など、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし</u> 、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>但し</u> 、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

<p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、前条の規定にかかわらず单元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集を受ける権利</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第 11 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 当社は、株式につき株主名簿管理人をおく。</p> <p>2. 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会によって定め、これを公</p>	<p>(削 除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の单元株式数は、100株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、</p>
---	--

告する。

3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。
以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失
登録簿の作成並びに据置きその他の株主名
簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に
関する事務は、これを株主名簿管理人に委
託し、当社においては取扱わない。

第 14 条～第 18 条 （条文省略）

（決議の方法）

第 19 条 （条文省略）

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決
権を行使することができる株主の議決権の
3分の1を有する株主が出席し、その議決
権の3分の2以上をもって行う。

第 20 条 （条文省略）

（取締役の員数）

第 21 条 当社の取締役は、7名以内とする。

第 22 条～第 36 条 （条文省略）

（監査役会の決議の方法）

第 37 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の
定めがある場合を除き監査役の過半数をもって
行う。

第 38 条～第 39 条 （条文省略）

（監査役の責任免除）

第 40 条 当社は、会社法第427条第1項の規定によ
り、任務を怠ったことによる監査役（監査
役であった者を含む。）の損害賠償責任を、
法令の限度において、取締役会の決議によ
って免除することができる。

2. （条文省略）

これを公告する。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の
作成並びに備置きその他の株式に関する
事務は、これを株主名簿管理人に委託し、
当社においては取扱わない。

第 13 条～第 17 条 （現行どおり）

（決議の方法）

第 18 条 （現行どおり）

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決
権を行使することができる株主の議決
権の3分の1以上を有する株主が出席し、
その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 19 条 （現行どおり）

（取締役の員数）

第 20 条 当社の取締役は、5名以内とする。

第 21 条～第 35 条 （現行どおり）

（監査役会の決議の方法）

第 36 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の
定めがある場合を除き、監査役の過半数を
もって行う。

第 37 条～第 38 条 （現行どおり）

（監査役の責任免除）

第 39 条 当社は、会社法第426条第1項の規定によ
り、任務を怠ったことによる監査役（監
査役であった者を含む。）の損害賠償責任
を、法令の限度において、取締役会の決議
によって免除することができる。

2. （現行どおり）

<p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第 41 条 会計監査人は、株主総会決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 46 条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 48 条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第 40 条 会計監査人は、株主総会決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第 42 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 45 条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 47 条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以 上